

## 県産農林水産物等応援消費促進事業運営等業務委託仕様書

### 1 委託業務名

県産農林水産物等応援消費促進事業運営等業務（以下、「本業務」という。）

### 2 目的

本業務は、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の被害を踏まえ、県内外において、能登を中心とした県産農林水産物をPRし、応援消費を促進するとともに、農林漁業者の生業の継続意欲の維持・喚起につなげる。

### 3 業務委託内容

#### (1) 企画

##### 【県外】

##### <復興フェア>

##### ①開催期間

令和8年11月（1～2日間）

##### ②場所

東京駅周辺で多くの集客が見込める屋内施設

※ご提案ください

##### ③内容

○物販（20小間程度）

・農林水産物、加工品などの能登を中心とした県産品販売、観光コーナーなどの設置

○集客につなげるイベント企画

・知事トップセールス

・ひやくまんさんや石川県観光大使等によるPR

・大型モニターによる情報発信 など

※知事トップセールス以外にご提案ください。

○能登の生産者の声や生産現場の復旧・復興状況を伝える動画放映やパネル展示（※動画は本業務以外で作成したものを使用）

##### <レストランフェア>

##### ①開催期間

令和8年11月～（2カ月間程度）

##### ②開催飲食店

全国展開する外食事業者が運営するレストラン・ホテルなど約250店舗

※レストラン・ホテルは県で選定

### ③内容

#### ○オープニングイベントの実施 ※復興フェアと連動

開催時期：令和8年11月（1日間）

場 所：東京都の主要駅近くのイベントスペース（キッチン付き）

対 象 者：首都圏を中心にしたメディア（テレビ、新聞、WEB）、食関係の雑誌編集者・インフルエンサーなど

内 容：トップセールス

生産者や料理人等のトークセッション

参加飲食店によるメニューの紹介や試食提供

#### ○能登応援キャンペーンの実施

開催時期：令和8年11月～（2カ月間程度）

場 所：全国展開する外食事業者が運営するレストラン・ホテルなど約250店舗

対 象 者：上記飲食店で、石川県産食材を使用したメニューを食べた消費者

内 容：上記対象者に対して、能登の農林水産業の復旧状況や食材等を発信するパンフレットの配布や動画の放映、石川県農林水産物等を進呈する抽選企画の実施

### 【県内】

#### <復興フェア>

##### ①開催期間

令和9年3月（1～2日間）

##### ②場所

イオンモール白山1階東コート（石川県白山市横江町5001番地）

##### ③内容

#### ○物販設置等（20小間程度）

- ・農林水産物、加工品などの能登を中心とした県産品販売、市町・観光コーナーなどの設置
- ・県産魚の販売については、水産課を通じてイオンの鮮魚担当と事前調整の上、県産魚の消費拡大に資する仕組みとすること

### 【共通事項】

#### ①事前告知、広報

- ・「応援消費おねがいプロジェクト」のロゴマークを活用し、応援消費の機運を高める
- ・SNS、テレビなどメディアによる告知や情報発信

## ②集客

- ・より多く集客するための仕掛け

## (2) 運営

イベント全体の運営、管理（準備、当日の運営・管理、代金精算、撤去等）

### ①準備

- 会場の手配・設営・装飾
- 資材配送
- 出展者への事前説明、連絡調整
- 機材手配
- ストックヤードにおける共有冷凍庫、冷蔵庫の設置
- PR資材（当日・事前配布のパンフ、サンプル代等）の作成及び配布
- フェア実施に係る各種許認可申請 など

### ②当日の運営・管理

- ステージイベント、各コーナーの運営・管理（司会進行の手配やゲストのアテンド等含む）
- 開催期間中の警備（準備、撤去期間中も含む）

### ③撤去等

- ステージ、各コーナー等の撤去
- 資材配送

### ④その他本業務に係る付帯業務

## (3) その他

県内外で復興応援フェアを実施する民間事業者に対する協力（販促資材の提供等）

## (4) (1) ～ (3) に関する経費の支払

## 4 委託期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

## 5 業務執行体制

- ・正副2人を担当者とする。
- ・上記担当者は、本業務の円滑かつ効果的な実施に資する取組を提案し、イベント等の事業内容や進捗状況について、石川県農林水産部ブランド戦略課（以下、「事務局」という。）と十分な協議の上、密に連携して行うこととする。
- ・業務の一部を再委託する場合においても自らの責任において当該業務を管理・監督するものとし、再委託先を含めた業務実施体制全体として、本業務を適切かつ確実に遂行する能力を有する体制を維持することとする。
- ・業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、事務局と協議の上、決定するものとする。

## 6 成果品

### (1) 業務完了報告書（完了した全体事業の概要等）

イベントやキャンペーン等の参加者数や属性、メディア等を活用した情報発信の実績、参加者等の声を踏まえ、能登の農林水産業の復旧・復興に対する応援消費の促進に寄与したかといった効果について整理した上で、取りまとめ、報告すること。

### (2) 電子データ

業務完了報告書については、電子媒体により提出すること。

### (3) 提出期限

令和9年3月31日（水）

## 7 その他

### (1) 今回の契約により作成された成果品等の著作権は石川県に帰属する。

### (2) 成果品等に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

### (3) 委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

### (4) PR資材の製作等については、県と受託者が協議して変更する場合があります。

### (5) 本仕様書に定めがない事項であっても、当方が必要と認めて指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施することとする。

### (6) 県は、業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について、支障のない範囲で協力する。

### (7) 受託者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報が漏れることがないようにすること。

### (8) 受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### (9) 受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑念が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議のうえ、解決する。

### (10) 業務内容について、事務局の都合により一部変更する場合がある。

また、業務を円滑に運営するために、協議により追加、修正、削除することがある。